



☆大和市

令和7年11月市長定例記者会見資料

と き 令和7年11月20日（木）
午前10時30分から
ところ 大和市役所5階 研修室

1 市長あいさつ

2 会見内容

- (1) ごみの直接搬入手数料等を見直します・・・・・・・・・・ 1
- (2) 自主財源の確保と市民サービスの向上を両立
～新たなデジタルサイネージなどを市庁舎等に設置します・・ 5
- (3) 大和市産のさつまいもを使用した新たな洋菓子が誕生・・・・ 8
- 3 大和市議会第4回定例会の議案・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 令和7年11月補正予算案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

＜その他の資料＞

資料1：「令和7年大和市議会第4回定例会議案書」

資料2：「令和7年11月道路議案書」

資料3－1：「令和7年11月補正予算書一般会計（第5号）」

資料3－2：「令和7年11月補正予算書一般会計（第6号）ほか」

2（１）ごみの直接搬入手数料等を見直します

環境管理センターおよび柳橋ふれあいプラザ（同センターごみ焼却処理施設管理棟２階）を将来にわたって安定的に運営していくため、ごみの直接搬入手数料等の見直しを行います。

第４回定例会において、関連する条例の一部改正議案を上程する予定です。

1. 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正について

1) 背景

大和市では、昭和４７年から、環境管理センターへの事業系一般廃棄物の直接搬入に対し、手数料の徴収を行っています。平成１５年には、現在の手数料に改定するとともに、一般家庭から排出される家庭系廃棄物の直接搬入手数料についても、同様に徴収を開始しました。また、事業者が事業系一般廃棄物を排出する際に使用する収集袋（以下、「事業系指定収集袋」という。）も導入し、ごみの排出抑制を図るとともに、受益者負担の適正化に努めてきました。

環境管理センターは、平成６年に稼働を開始してからすでに３０年が経過しており、老朽化に伴う維持管理費が年々増加しています。さらに近年の燃料費や人件費の高騰により、ごみ処理に要する費用自体も増えています。

2) 趣旨

直接搬入に係るごみ処理の費用から、受益者負担として適正な手数料を算定すると、現行の料金との間に乖離が生じています。環境管理センターを将来にわたり安定して運営するために、適正な手数料となるよう料金の改定を行うものです。

また、事業系指定収集袋については、制度開始から２０年が経過し、袋の販売量が減少傾向にあることや、県内で実施している自治体も少ないことから、袋の製造にかかる費用も含め、総合的に判断し、廃止することとしました。

3) 内容

①直接搬入手数料の改定

- ・直接搬入手数料は、ごみを環境管理センターに直接持ち込む場合の手数料で、事業系一般廃棄物、家庭系廃棄物が対象となります。
- ・ごみ処理にかかる費用から算出した手数料は１０kg当たり３５０円となりますが、昨今の物価高騰などの影響や現行手数料からの改定率を考慮し、令和８年７月１日から令和１０年３月３１日までの間は、手数料を３００円とする激変緩和措置を設けます。

重量	現行	改定案	
	令和８年６月まで	令和８年７月～	令和１０年４月～
10kg までごと	200 円	300 円	350 円

②事業系指定収集袋の廃止

- ・袋の販売は令和8年6月30日で、市が行う袋による収集は令和9年9月30日で終了します。
- ・令和9年10月1日以降、事業系ごみを排出する事業者は、自ら環境管理センターに直接搬入するか、廃棄物収集運搬業者との契約（戸別収集）による搬入のいずれかとなります。

種別	現行	改定案 令和8年7月～
		廃止
10リットル（1袋）	64円	
20リットル（1袋）	128円	
45リットル（1袋）	288円	

③事業系一般廃棄物を本市が収集するときの手数料の改定

- ・ごみの収集と処理にかかる費用から算出した手数料は、10kg当たり580円となります。

※事業系一般廃棄物を市が収集する事例は現在のところありません。災害等により、廃棄物収集運搬業者が収集できないケースなどに利用されることが想定されます。

重量	現行	改定案 令和8年7月～
		580円
10kg までごと	360円	

4) スケジュール

- 令和 8年 1月 市民及び市内事業者周知を開始
7月 直接搬入手数料（激変緩和措置）および収集手数料の改定、
事業系指定収集袋の廃止
- 令和 9年 9月 事業系指定収集袋による収集終了
令和10年 3月 直接搬入手数料の激変緩和措置終了

2. 大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部改正について

1) 背景

柳橋ふれあいプラザは、「地域に親しまれるごみ焼却処理施設整備事業」（平成2年度～平成5年度）の一環として整備されたコミュニティ施設です。浴室やトレーニングルーム、談話室や集会室など、市民の皆さまの健康と福祉の増進、文化の向上を目的としています。

同施設の集会室等は、供用を開始した平成6年度から使用料を徴収しています。浴室は長らく無料で開放していましたが、受益者負担を適正に行うため、平成9年度から料金を徴収するようになりました。

いずれの料金も、設定から据え置いてきましたが、環境管理センターのごみ処理施設と同様に、老朽化に伴う維持管理費の増加と人件費の高騰で、経費が増大しています。また、市が定める「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」では、適正な使用料は運営経費の50%にするとしています。一方で、現行の料金は15%程度にとどまっており、大きく乖離している状況です。

2) 趣旨

ごみ処理施設と同様に、将来にわたり安定して運営するため、適正な手数料になるよう料金の改定を行います。一方で、同方針に基づき、50%まで料金を引き上げることは、利用者への負担が急激に増加することや利用者数の減少を招く恐れがあります。

そこで、令和8年4月からの使用料については、負担割合が25%程度となるように設定します。

なお、今回の使用料の改定後も、プラザの安定的かつ継続的な運営のため、利用者数の推移を注視しつつ、適正な経費の在り方についての検討を継続します。

3) 内容

①浴室の使用料（1回）

- ・利用者区分の見直しを行ったうえで、市内・市外在住者ごとに次のとおり改定します。

市内に住所を有する者				市外に住所を有する者			
現行		改定案		現行		改定案	
		令和8年4月～				令和8年4月～	
区分	料金	区分	料金	区分	料金	区分	料金
中学生以上	100 円	大人	200 円	中学生以上	300 円	大人	400 円
		中高生※	100 円			中高生※	300 円
小学生	50 円	小学生	50 円	小学生	150 円	小学生	150 円
幼児	無料	幼児	無料	幼児	50 円	幼児	50 円

※18歳に達する日以後最初の3月31日まで

②集会室等の使用料（1 時間）

施設名	午前10時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで	
	現行	改定案	現行	改定案
		令和8年4月～		令和8年4月～
第1 集会室	600円	750円	750円	900円
第2 集会室	300円	350円	400円	500円
会議室	150円	150円	200円	250円
調理実習室	200円	250円	250円	300円

問い合わせ：直接搬入手数料、柳橋ふれあいプラザの使用料改定に関すること
施設課 ☎046-269-1522へ

問い合わせ：事業系指定収集袋の廃止、事業系一般廃棄物を市が収集するときの手数料の改定に関すること
資源循環推進課 ☎046-269-7343へ

2（2）自主財源の確保と市民サービスの向上を両立 ～新たなデジタルサイネージなどを市庁舎等に設置します

大和市では、令和8年度から市役所本庁舎等にデジタルサイネージと地図・庁舎案内板を設置します。

1. 背景

近年、地方自治体の庁舎内には、広告を伴ったデジタルサイネージの設置が進んでいます。これには、複数の要因がありますが、従来の紙媒体と比較して、情報の視認性が高いことや、多言語にも柔軟に対応でき、外国籍市民に対しても情報提供がしやすくなることが挙げられます。

また、印刷や掲示にかかる経費が削減されるため、情報を容易にかつ素早く更新することが可能となります。これにより、コストカットだけでなく、職員の負担が軽減され、業務の効率化を図ることができます。

さらに、広告スペースを提供することで、地元企業などを市民の皆さまに紹介するとともに、広告収入によって市の財源も確保することができます。機器の設置や維持管理に係る経費を設置事業者が負担するため、市の財政的負担がないことも、設置が進む理由の一つとなっています。

2. 市政情報デジタルサイネージについて

市民課、保険年金課および渋谷分室に、市政情報を放映する市政情報デジタルサイネージを設置します。このデジタルサイネージは、各窓口の受付番号を表示しているモニターの横に設置し、来庁者の方の視認性の向上を図ります。

1) 設置場所・台数

- ・市役所本庁舎1階 市民課窓口2台、保険年金課窓口1台
- ・高座渋谷 IKOZA 1階 渋谷分室窓口1台

※モニターのサイズは50インチモニター（約 1,110 mm×約 640 mm）を予定

2) 設置期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

3) 設置事業者の主な業務内容

- ・機器一式の設置、運用
- ・民間広告の募集、広告制作
- ・市政情報の制作（市からデータを提供）

4) スケジュール

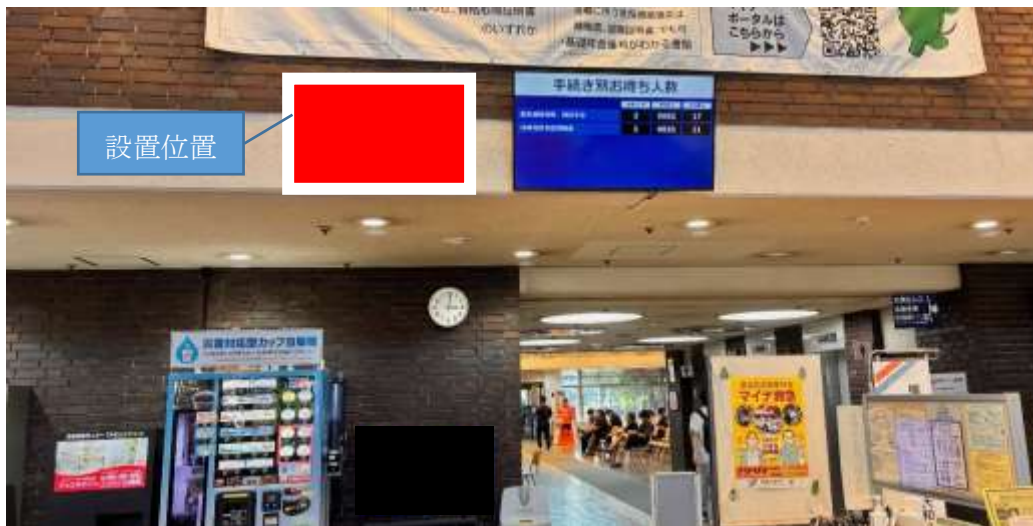
- ・令和7年11月17日～27日 参加申込み受付期間
- ・令和7年12月15日 入札および開札
- ・令和7年12月下旬 設置事業者と契約締結
- ・令和8年4月1日 供用開始

5) 設置場所

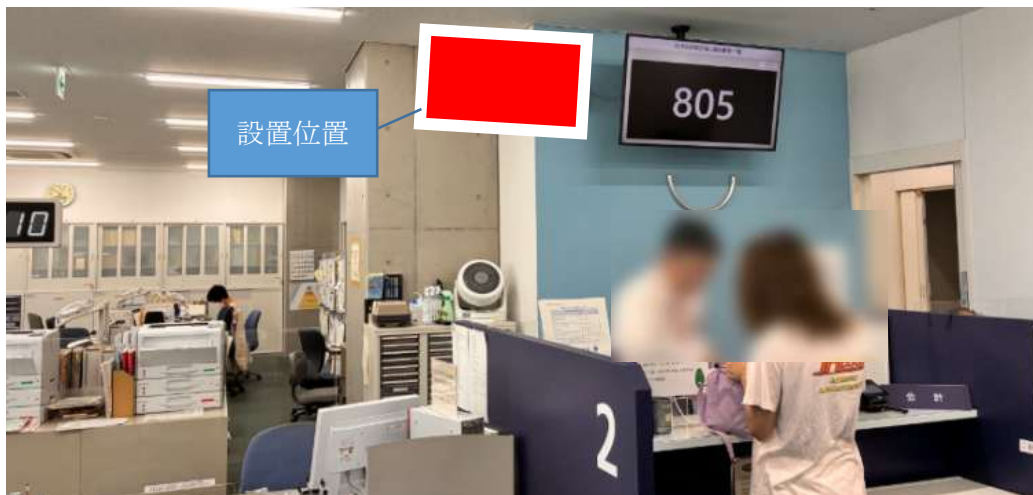
①市民課窓口



②保険年金課窓口



③渋谷分室窓口



3. 地図・庁舎案内板について

来庁者の方が視認しやすくなるよう、デジタル案内板をメインとした地図・庁舎案内板を、市役所本庁舎1階の正面入り口付近に新たに設置します。

案内板を構成する機能は、庁舎案内、地図、企業広告、ちらしラックの4つ。庁舎案内では、タッチモニター機能を搭載することで、目的の場所の詳細を簡単に表示することができます。また、5か国語（日本語、英語、中国語（簡体）、スペイン語、ベトナム語）での案内が可能で、外国籍市民の方にも対応しています。

地図には、市域の公共施設や避難場所などを表示し、初めて本市を訪れた方にも分かりやすく情報を提供します。企業広告スペースでは、地元の企業などをご紹介することで、市民生活に役立つ情報を掲載。ちらしラックには、市が制作した市民向けパンフレット等を配架し、紙媒体でも市政情報を入手できるようにします。

1) 設置場所・台数

市役所本庁舎1階 正面入り口付近 1台

2) 設置期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

3) 設置事業者の主な業務内容

- ・機器一式の設置、運用
- ・民間広告の募集、広告制作

4) スケジュール

- ・令和7年10月14日 公募型プロポーザルにより募集開始
- ・令和7年11月下旬 最優秀提案者との交渉
- ・令和7年12月上旬 設置事業者と契約締結
- ・令和8年4月1日 供用開始

5) 表示内容（予定）

- ・モニター① 庁舎案内
- ・モニター② 企業広告
- ・案内板① 庁舎案内
- ・案内板② 市全域もしくは市役所周辺の地図
- ・ちらしラック 市が制作した市民向けパンフレット等を配架

問い合わせ：市政情報デジタルサイネージに関すること
広報課 ☎046-260-5314へ

問い合わせ：地図・庁舎案内板に関すること
管財課 ☎046-260-5311へ

2（3）大和市産のさつまいもを使用した新たな洋菓子が誕生

大和市主催の「さつまいも栽培体験教室」で収穫した紅はるかなど、大和市産のさつまいもを使い、地元の洋菓子店が4つの新商品を開発しました。

1）背景

大和市では、大和市地場農産物消費拡大推進協議会（※）に事業を委託し、農業や地場野菜への興味をもってもらうことを目的とした「さつまいも栽培体験教室」を、令和6年度から開催しています。市内在住の小学生を対象としたこの教室では、市内農家の協力のもと、深見北コミセン北側の農地で、苗の植え付け、つる返し、収穫までを体験します。今年度は約60名が参加し、しっかりとした食感と高い糖度で人気の品種「紅はるか」の栽培方法を学び、10月に収穫を行いました。

昨年度は、収穫した紅はるか約80kgを、同協議会からいただき、市立小学校4校の学校給食として提供しました。さらに今年度は、同様にいただいた約90kgに、市が購入した約310kgを合わせ、11月17日（月）から12月3日（水）にかけて、市立小学校全19校の給食で順次提供しているところです。

このように、市は地産地消および地場農産物の消費拡大を推進してきましたが、今年度は生産者と市内飲食店を結び付け、地元農業のさらなる発展や地域経済の活性化を図れるよう、さつまいもを原材料とする新たな商品の開発を模索していました。

※大和市地場農産物消費拡大推進協議会・・・地場農産物の普及および消費拡大を促進し、農業の活性化を図るため、生産者、消費者、JAなどから選出された代表者で構成する組織。

2）経緯

今回、新商品開発に協力いただいたのは、中央林間に本店を構える洋菓子店「MAISON GIVRÉE（メゾンジブレー）」。

看板商品であるアイスクーキは、市のふるさと納税返礼品にもなっています。

オーナーシェフの江森宏之氏は、素材へのこだわりから全国各地の農家を訪ね歩き、生産者と顔の見える関係を大事にしています。また、地元栃木県の未来大使や、宮崎市のプロモーション大使を務めるなど、様々な地域で地元の農産物を使った商品を開発し、地域活性化に貢献されてきました。そのような江森シェフに、市の思いをお伝えしたところ、シェフも「大和市の生産者・農業を応援したい」との考えをお持ちであったことから、新たにクーキ、タルト、クッキー、ジャムの4種類を開発、販売することとなりました。

市では、さつまいものみならず、地域の多様な農産物を活用しながら、生産者と飲食店をつなぐ取り組みを進め、引き続き持続可能な農業の推進を図ってまいります。

問い合わせ：農業応援課 ☎046-260-5132へ

3 大和市議会第4回定例会の議案

(1) 会期日程 (案)

日 次	月 日	曜	開会時刻	会 議 の 種 類	摘 要
第 1 日	1 1 月 2 5 日	火	午前9時	本 会 議	会議録署名議員の指名 会期の決定 諸報告、監査報告 議案の上程 (説明・質疑・付託)
第 2 日	1 1 月 2 6 日	水		休 会	
第 3 日	1 1 月 2 7 日	木	午前9時	環境経済常任委員会	付託案件の審査
第 4 日	1 1 月 2 8 日	金	午前9時	こども教育常任委員会	付託案件の審査
第 5 日	1 1 月 2 9 日	㊥		休 会	
第 6 日	1 1 月 3 0 日	㊦		休 会	
第 7 日	1 2 月 1 日	月	午前9時	厚生常任委員会	付託案件の審査
第 8 日	1 2 月 2 日	火	午前9時	総務常任委員会	付託案件の審査 (質問通告書正午締切)
第 9 日	1 2 月 3 日	水	午前9時	基地政策特別委員会	付託案件の審査
第10日	1 2 月 4 日	木		休会(委員会予備日)	
第11日	1 2 月 5 日	金		休 会	
第12日	1 2 月 6 日	㊥		休 会	
第13日	1 2 月 7 日	㊦		休 会	
第14日	1 2 月 8 日	月		休 会	
第15日	1 2 月 9 日	火		休 会	
第16日	1 2 月 1 0 日	水		休 会	
第17日	1 2 月 1 1 日	木	午前9時	議会運営委員会	
第18日	1 2 月 1 2 日	金	午前9時	本 会 議	一般質問
第19日	1 2 月 1 3 日	㊥		休 会	
第20日	1 2 月 1 4 日	㊦		休 会	
第21日	1 2 月 1 5 日	月	午前9時	本 会 議	一般質問
第22日	1 2 月 1 6 日	火	午前9時	本 会 議	一般質問
第23日	1 2 月 1 7 日	水	午前9時	議会運営委員会	
第24日	1 2 月 1 8 日	木		休 会	
第25日	1 2 月 1 9 日	金	午前9時	本 会 議	委員長報告 (質疑・討論・採決)

(2) 大和市議会第4回定例会 付議事件一覧表

番 号	件 名	概 要
報告第 8 号	専決処分の承認について（令和7年度大和市一般会計補正予算（第5号））	令和6年度に実施された定額減税において、給付に不足が生じた方への追加給付等が見込みを上回り、11月以降の給付に不足が見込まれることから、補正を行ったもの 補正前 95, 220, 236千円 補正額 132, 000千円 補正後 95, 352, 236千円
議案第51号	大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）が施行されたことに伴い、選挙運動の公費負担額を改定するもの
議案第52号	大和市ハラスメント防止条例の一部を改正する条例について	大和市ハラスメント防止条例（令和4年大和市条例第18号）附則第2項の規定に基づき、必要な見直しを行ったことに伴い、所要の改正を行うもの
議案第53号	大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	市議会議員及び市長等常勤の特別職の職員に係る期末手当の支給割合を改定するもの
議案第54号	大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	人事院勧告に準じ、本市職員の給与についての改定等を行うもの
議案第55号	大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例について	大和市柳橋ふれあいプラザ会議室等及び浴室の使用料の改定等を行うもの
議案第56号	大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について	一般廃棄物の処理に係る手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の額の改定、事業系一般廃棄物の排出に係る指定収集袋の廃止等を行うもの
議案第57号	指定管理者の指定について	大和市柳橋ふれあいプラザの指定管理者を指定するもの
議案第58号	指定管理者の指定について	大和市障害者自立支援センターの指定管理者を指定するもの
議案第59号	指定管理者の指定について	つきみ野1号公園、引地台公園、宮久保公園及び引地台温水プール立体駐車場の指定管理者を指定するもの

議案第 6 0 号	指定管理者の指定について	多胡記念公園の指定管理者を指定するもの
議案第 6 1 号	指定管理者の指定について	大和市営大和スポーツセンター、大和市営草柳庭球場、大和市営桜森スポーツ広場、大和市営下福田野球場及び大和市営下福田スポーツ広場の指定管理者を指定するもの
議案第 6 2 号	指定管理者の指定について	大和市郷土民家園の指定管理者を指定するもの
議案第 6 3 号	市道路線の認定について	開発行為に伴い、認定するもの
議案第 6 4 号	市道路線の認定について	開発行為に伴い、認定するもの
議案第 6 5 号	市道路線の認定について	開発行為に伴い、認定するもの
議案第 6 6 号	市道路線の認定について	開発行為に伴い、認定するもの
議案第 6 7 号	市道路線の認定について	開発行為に伴い、認定するもの
議案第 6 8 号	市道路線の認定について	開発行為に伴い、認定するもの
議案第 6 9 号	市道路線の認定について	開発行為に伴い、認定するもの
議案第 7 0 号	市道路線の認定について	開発行為に伴い、認定するもの
議案第 7 1 号	令和 7 年度大和市一般会計補正予算（第 6 号）	補正前 9 5, 3 5 2, 2 3 6 千円 補正額 2 1 4, 1 3 3 千円 補正後 9 5, 5 6 6, 3 6 9 千円
議案第 7 2 号	令和 7 年度大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	補正前 2 0, 4 1 6, 9 2 2 千円 補正額 1 3 5, 4 1 3 千円 補正後 2 0, 5 5 2, 3 3 5 千円
議案第 7 3 号	大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの
議案第 7 4 号	大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもの

問い合わせ：総務課 ☎046-260-5354へ

4 令和7年11月補正予算案の概要

1. 一般会計（6号補正）

今回の補正予算では、給与条例の改正に伴う職員給与費の増額や過年度事業費の確定に伴う国庫支出金の返還等に係る経費を計上します。また、基幹システム標準化移行の延期等に伴う債務負担行為や、年度内完了が困難となった事業の繰越明許費の設定を行います。

【一般会計補正予算総額】

補正前の額	補正額	補正後の額
95,352,236千円	+214,133千円	95,566,369千円

【歳出の補正】

○総務費 +4,303千円

- ・広報やまと発行事業 +1,200千円
全戸配布を開始した「広報やまと」の作成及び配布部数に不足が生じる見込みのため増額します。
- ・収納課内庶務事務 +3,103千円
財産調査に係るシステムの導入により差し押さえ件数が増加し、通知等郵送料に不足が生じることから増額します。

○民生費 +32,005千円

- ・職員給与費 +17,000千円
人事院勧告に基づく一般職の給与条例等の改正に伴い増額します。
- ・臨時特別給付金等補助金返還事務 +11,108千円
- ・子どものための教育・保育給付費等返還事務 +3,897千円
過年度事業費確定により、国庫補助金等の超過交付分を返還します。

○衛生費 +32,000千円

- ・職員給与費 +32,000千円
人事院勧告に基づく一般職の給与条例等の改正に伴い増額します。

○土木費 +37,000千円

- ・職員給与費 +37,000千円
人事院勧告に基づく一般職の給与条例等の改正に伴い増額します。

○消防費 +96,825千円

- ・職員給与費 +90,000千円
人事院勧告に基づく一般職の給与条例等の改正に伴い増額します。
- ・消防庁舎維持管理事務 +4,107千円
光熱水費の不足が見込まれるため増額します。
- ・消防車両維持管理事務 +2,718千円

消防車両の修繕費に不足が生じるため増額します。

○教育費 +12,000千円

・職員給与費 +12,000千円

人事院勧告に基づく一般職の給与条例等の改正に伴い増額します。

【歳入の補正】

○国庫支出金 +5,142千円

・コミュニティセンター施設整備事業補助金 +5,142千円

○諸収入 +300千円

○市債 △4,800千円

・コミュニティセンター施設整備事業債 △4,800千円

○繰越金 +213,491千円

【繰越明許費】

・コミュニティセンター施設整備事業 10,493千円

・戸籍システム維持管理事務 4,389千円

・特定地域型保育事業所等第三者委員会設置運営事務 7,885千円

【債務負担行為の追加】

事 項：督促状等発送業務委託料

期 間：令和8年度～令和9年度

限度額：10,335千円

事 項：消防本部電話交換設備賃借料

期 間：令和8年度～令和13年度

限度額：31,368千円

【債務負担行為の変更】

事 項：広報誌等配布業務委託料

期 間：令和8年度（変更なし）

限度額：（変更前）7,179千円 （変更後）7,605千円

事 項：広報やまと作成等業務委託料

期 間：令和8年度～令和9年度（変更なし）

限度額：（変更前）48,158千円 （変更後）51,543千円

2. 国民健康保険事業特別会計（1号補正）

高額療養費の決算額が予算額を上回る見込みであることなどから、不足する給付費等の経費を計上します。

【国民健康保険事業特別会計補正予算総額】

補正前の額	補正額	補正後の額
20,416,922千円	+135,413千円	20,552,335千円

【債務負担行為の追加】

事 項：督促状等発送業務委託料

期 間：令和8年度～令和9年度

限度額：9,307千円

問い合わせ：財政課 ☎046-260-5323へ